**障害福祉サービス等処遇改善加算　算定に係る「見える化要件」について**

介護や福祉に関わる職員（以下福祉職員等）の処遇改善については、国によりこれまで何度か取組みが行われてきました。

2019年10月の消費税引上げに伴う介護報酬改定においては、福祉職員等の更なる処遇改善として、「障害福祉サービス等特定処遇改善加算」（以下新加算）が創設され、当法人においても算定を行っております。

当該加算算定にあたっては、以下の3つの要件を満たしている必要があります。

1.現行の障害福祉サービス処遇改善加算（以下現行加算）に（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること

2.現行加算の職場環境等要件に関し、複数の取組みを行っていること

3.現行加算に基づく組みについて、ホームページへの掲載等を通じた「見える化」を行っていること

3の「見える化」要件とは、新加算の取得状況と賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組み内容を、障害福祉サービスの情報公表制度や自社のホームページを活用して公表することです。

この要件に基づいた当法人の取組みは以下のとおりです。

加算の取得状況

障害福祉サービス棟処遇改善加算（Ⅰ）

**賃金以外の処遇改善加算に関する具体的な取組み内容**

|  |
| --- |
| 入職促進に向けた取組 |
| 法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 |
| 法人の基本理念・使命・私たちの誓い・基本方針を掲示。  外部講師を招き障害の特性等の研修会を行う |

|  |
| --- |
| 資質の向上やキャリアアップに向けた支援 |
| 働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者育成研修、サービス管理責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講の支援 |
| 資格取得を希望する者への研修費・旅費の全額負担 |

|  |
| --- |
| 両立支援・多様な働き方の推進 |
| 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正社員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換制度等の整備 |
| 短時間正社員就業規則制定  非正規職員から正規職員への転換制度を就業規則へ掲載 |

|  |
| --- |
| 腰痛を含む心身の健康管理 |
| 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備 |
| マニュアルを作成し随時対応を行い書式にて保管 |

|  |
| --- |
| 生産性向上のための業務改善の取組 |
| 作業手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減 |
| 看護師が利用者毎にファイルにまとめ、既往歴、日々のバイタル・脈・体温の計測を行い急変時への対応に備えている |

当法人では、今後も介護・福祉に関わる職員の働きやすい環境づくりや処遇の改善に努めております。